

院外処方箋の一般名処方について

当院では 2022 年 7 月より一般名処方を開始しております。

【一般名処方とは】

- ① 処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。
- ② 厚生労働省が示している記載方法に準じて
【般】 + 「一般名」 + 「剤形」 + 「含量」で記載されます。

【一般名処方のメリット】

- ① 「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でも後発医薬品(ジェネリック医薬品)でも、保険薬局の薬剤師と相談して選ぶことができます。
- ② 医薬品の供給が不安定な状況下、「一般名処方」の推進により保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤出来ることで、患者様に適切に医薬品を提供する事が可能となります。
- ③ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や、国の医療費の節減につながります。

ご不明な点等がございましたら主治医又は薬剤師にお尋ねください。

後発医薬品への変更につきまして、皆様の御理解と御協力を御願い致します。